

いわき市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・
第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務公募型プロポーザル評価要領

（趣旨）

第1条 この要領は、いわき市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務実施要領に基づき、提案者の審査、最優秀提案者（契約候補者）、次点（以下「最優秀提案者等」という。）の選定に必要な事項を定めるものとする。

（選定の主体等）

第2条 最優秀提案者等の選定は、いわき市が設置する「審査委員会」が行う。

2 「審査委員会」は、各委員が企画提案書を審査し、公平、公正な判断により評価した結果を総合して、最優秀提案者等を選定する。

3 受付期間、審査期間を通じて、各委員の提案者との直接接触を禁止する。

（選定方法）

第3条 参加資格要件を審査し、要件を満たしている提案者のみ、提案者から提出される企画提案書の内容を主要な審査対象として審査を行い、最優秀提案者等を選定する。

2 審査にあたり必要と認める場合には、提案者に対しプレゼンテーション及びヒアリングの実施を求め、その内容を審査の参考とする。

3 第4条に定める評価基準により、各委員が別表の審査項目ごとに採点を行う。これによる総合点が最も高い提案者を最優秀提案者（契約候補者）として選定する。また、総合点が2番目に高い提案者を次点とする。

4 最優秀提案者等として選定に値する総合点の最低点を予め定めておく。

（評価基準）

第4条 選定評価にあたっては、別表に定める評価項目・基準に基づき審査する。

（最優秀提案者等の決定）

第5条 いわき市は、「審査委員会」による選定結果に基づき、最優秀提案者等を決定する。

2 最高得点者が2者以上となった場合は、審査委員の協議により決定する。

3 総合点が予め定めた最低点以上の提案者がいない場合は、最優秀提案者等を選定せず、本プロポーザルを無効とする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、「審査委員会」が別途定めることとする。

附則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

(別表) 評価項目・基準

評価項目	評価の視点	評価ウェイト
経営基盤	業務受託会社として、妥当な組織・経営規模を有しているか。	5
業務実績	本市と同規模自治体国保でのデータヘルス計画策定業務に関する実績をどの程度有しているか。	5
実施体制	当該業務に精通した担当者の配置など、適切な業務を提供できる体制となっているか。	5
	業務の各工程に妥当な時間配分がなされ、具体的で実現可能なスケジュールとなっているか。	10
個人情報保護	個人情報保護や情報セキュリティに対する取扱いについて、管理体制等、安全性に優れているか。	5
費用面	見積費用と提案内容に十分な費用対効果が見られるか。	10
仕様	仕様書に基づいた内容となっているか。	10
データ分析	各種データの分析方法が適切であり、本市の健康課題が適切に抽出されることを期待できるか。	15
	分析結果の評価方法は医学的・学術的な根拠に基づいたものか。	10
保健事業の立案	立案内容が理解しやすくまとめられており、保健事業の実施に資するものか。	15
	現計画との連続性、本市や県の関連諸計画との整合性について考慮されているか。	10
	評価方法・評価指標等の設定は適切かつ効果的か。目標は、本市独自に容易に評価できるような配慮がなされているか。	10
特定健康診査等実施計画案の作成	計画の趣旨について理解し、適切な計画案の策定が期待できるか。	5
独創性・創造性	実施内容に独創性や工夫がみられるか。	10
説得力	資料やプレゼンテーションによる説明は理解しやすく、説得力が感じられるか。	10
意欲	今回の業務に対する積極的な意欲・姿勢が感じられるか。	5
	評価点合計	140

※ 業務実績については過去5年間のものとする。

※ 140点×委員数が総合点の満点となる。総合点の60点×委員数を合格の最低点とする。